

沖縄市雇用促進等施設共益費徴収要綱

(平成 29 年 3 月 6 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄市雇用促進等施設（以下、「雇用促進等施設」という。）の共益費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(共益費の種類)

第 2 条 共益費は、雇用促進等施設の維持又は運営に要する費用とする。ただし、雇用促進等施設の利用の許可を受けた者（以下、「利用者」という。）が占有施設において利用する電気、水道、下水道、電話等の費用は除く。

2 市長は、前項の費用のうち、利用者に負担させることが適当でないと認めるものについては、その一部又は全部を負担することができる。

(共益費の納入方法)

第 3 条 共益費は、月を単位として月末までに納入するものとする。

(共益費の徴収)

第 4 条 共益費は、当該月に利用者に対して徴収するものとする。

(共益費の月額決定)

第 5 条 共益費の月額は、前々年度の決算額から、別紙の割合により算出された額(100 円未満切捨て)とする。

(共益費の改正)

第 6 条 共益費の改正は、毎年 2 月に行う。

(共益費の決定通知)

第 7 条 第 5 条の規定により決定した共益費の月額は、沖縄市雇用促進等施設共益費決定通知書(様式第 1 号)により事前に利用者に通知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

沖縄市雇用促進等施設共益費決定通知書

[別紙参照]